



## 気仙沼市公告第55号

気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務について、委託業者選定のため公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和4年3月15日

気仙沼市長 菅原 茂



### 1 業務目的

気仙沼市では、三日町・八日町地区沿道及び内湾地区（以下、「気仙沼まちなかエリア」という。）において、令和8年度以降の市役所庁舎移転後のまちづくりに向けて、「気仙沼の顔」として市民が集い、インバウンドを含む観光・交流人口、関係人口の拡大の中心となる「外貨が稼げる賑わいのまち」の創出を目指している。

令和3年度には、気仙沼まちなかエリアの目指すべき将来像を検討するため、「気仙沼まちなかエリアプラットフォーム」を民間主体により発足し、令和3年度末に「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン」（以下、「未来ビジョン」という。）を策定する予定である。その未来ビジョンでは、エリアの目指すべき将来像を実現するためのリーディングプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）を具体的方策として提案している。

本業務は、民間主体による未来ビジョンを、本市を含めた行政機関と民間事業者との連携によって、プロジェクトとして推進し、民間投資の誘発及び地域において主体者となりえる人材等の発掘・意識醸成、自走化支援を行うものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名称 気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務
- (2) 業務内容 民間主体による未来ビジョンを、本市を含めた行政機関と民間事業者との連携によって、プロジェクトとして推進し、民間投資の誘発及び地域主体の発掘・意識醸成、自走化支援を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3 参加資格要件

- (1) 配置予定の管理技術者について、以下の要件を満たすこと。

①技術士法第32条により登録された直接雇用する技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設一都市及び地方計画」）、又はRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有すること。

（本プロポーザルに参加しようとする者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が原則

3か月以上あること。)

②過去10年間(平成24年度から令和3年度までに)に受注した業務において、以下のいずれかに関わる業務で、管理技術者としての実績を有すること。

ア 公共空間活用の社会実験又は常設化の企画運営

イ 官民連携による地域の将来ビジョン策定の支援

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続き開始の決定、民事再生法にあつては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 本プロポーザル公告日時点で、気仙沼市競争入札参加資格業者指名停止基準(平成29年気仙沼市告示第27号)による指名停止の措置を受けていないこと又は措置要件に該当しないこと。
- (5) 本市の入札参加資格を有していない場合は、本プロポーザル公告日時点で国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- (7) 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成20年気仙沼市告示第105号)別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。

#### 4 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、次の日程で行う。

項番	手続き等	日程
1	公募の開始	令和4年3月15日(火)
2	質問書の受付期限	令和4年3月22日(火)
3	質問書に対する回答	令和4年3月25日(金)
4	参加申込期限	令和4年4月1日(金)午後4時まで
5	参加資格確認通知	令和4年4月5日(火)
6	技術提案書の提出期限	令和4年4月13日(水)午後4時まで
7	1次審査委員会(書類審査)	令和4年4月19日(火)

8	1次審査結果通知, 2次審査参加要 請通知	令和4年4月20日(水)
9	2次審査委員会(プレゼンテーショ ン及びヒアリング)	令和4年4月26日(火)
10	2次審査結果通知	令和4年4月28日(木)

上記日程は変更する場合がある。

5 実施要領等の配付

実施要領等は、気仙沼市公式ホームページからダウンロードすること。

6 契約候補者の選定について

技術提案書は、「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務委託業者選定審査委員会」において審査し、最も高い評価を得た提案を行った者を契約候補者として選定する。

7 契約の締結について

審査の結果、契約候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、契約候補者と協議が整わない場合、次点候補者と契約に向けての協議を行う。

8 本プロポーザルに関する詳細は、「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務 公募プロポーザル実施要領」による。

9 問合せ先

事務局 気仙沼市建設部都市計画課都市計画係

〒988-8501 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号

電話番号：0226-22-3452(直通)

FAX番号：0226-23-7756(部代表)

電子メールアドレス：toshikei@kesenuma.miyagi.jp